

安全指針：映画及びテレビ産業のための労務管理安全委員会による勧告書
Safety Bulletins; Recommended by the Industry-wide Labor Management Safety Committee
for the Motion Picture and Television Industry

安全指針は、映画及びテレビ産業が使用するために、労務管理安全委員会によって調査、記述、配布されたものである。安全指針は、安全委員会が勧告するガイドラインであり、拘束力を持つ法令または規則ではない。連邦、州政府、地方行政の規則はこれら指針に優越する。

安全指針 No. 6

映画及びテレビ産業における動物の取扱い規則

1. 演技動物と制作に関与する者の安全が、何よりも優先されること。
2. 制作においては、資格のある個人調教師および飼育員に限って動物を取り扱う事ができる。
3. あらかじめ、使用する動物を進行予定表に記すこと。動物を使用する全てのステージには「閉め切り」という掲示をして、動物がいるときはセットをできるだけ閉め切った状態にすること。
4. 動物の飼育員やサプライヤーは、必要な予防接種、許可証、適切な免許、医療保険を受けていなければならない。
5. 動物の乗り降りするために、アクセスしやすいところに設けること。
6. 動物の使用における安全に対する懸念について出演者や制作班に説明することは、飼育員の責任である。飼育員は、出演者や制作班に動物がセットにいる際の安全注意事項を指示すること。
7. 弾薬や火薬類のレベルは、飼育員や銃器専門家との相談によって決めること。
8. 映像制作における動物の扱いに関するAHAガイドラインは、映画制作の目的で精神安定剤や鎮静剤を使用することを禁じている。
9. 飼育員や小道具担当に従い、動物とともに使用する機材は安全な作動状態にあること。
10. いかなる場合にも、足をすくうものやわなを使って馬を転ばせてはならない。
11. 馬をつなぐレールは地面に固定し、馬が脅えて暴れても抜けないようにすること。
12. 馬を制作に使用するときには、適切な蹄鉄をはめること。
13. 外来の有毒な爬虫類を使用するときは、特に注意をすること。
14. アルコールのにおいは動物にとって不快なものである。できる限りの注意を払うこと。
15. 制作会社は、事前に動物を使用することをAHAへ届け出なければならない。
16. 飼いならされていない大型の動物（マウンテンライオンなど）1頭に対して飼育員を2人付けること。
17. 使用する動物の種類や撮影のロケーションによっては、救急車や資格のある医療関係者のセットに配置することも考慮すること。

安全指針 <http://www.csatf.org/bulletintro.shtml>

安全指針 No. 6 http://www.csatf.org/pdf/06ANIMAL_HANDLING.pdf